

鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業（全国型）における移住支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福井県のふくい創生・人口減少対策戦略および鯖江市デジタル田園都市構想総合戦略に基づき、本市への若者および子育て世帯の移住定住を促進するとともに、中小企業等の人手不足の解消に資するために、本市と福井県が協働して行うU・Iターン移住就職等支援事業（全国型）における移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することに関して、鯖江市補助金等交付規則（昭和56年鯖江市規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 若年世帯 移住支援金の交付を申請する日の属する年度の3月31日において、夫または妻もしくは鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証に記載されたパートナーのいずれかの者の年齢が40歳以下である世帯をいう。ただし、生計を一つにし、同居している世帯をいう。
- （2） 子育て世帯 移住支援金の交付を申請する日の属する年度の4月1日において、父または母と満18歳未満にある子もしくは鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証に記載されたパートナーおよび満18歳未満にある子が生計を一つにし、同居している世帯をいう。
- （3） 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学ならびに専修学校、予備校、看護学校、防衛大学校、気象大学校等をいう。
- （4） 新婚 移住支援金の交付を申請する日において、婚姻日または鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証に記載された宣誓日以後の最初の3月31日から起算して5年を経過するまでの間にある夫婦等をいう。
- （5） 正規雇用 週20時間以上の無期雇用契約を締結しての雇用をいう。ただし、官公庁、公立学校その他公的機関への就業を除く。
- （6） 新規卒業者 大学等を卒業した翌年度当初に就業する者をいう。

- (7) 市内就業 本社が市内にある法人等に就業または起業、創業ならびに就農を行うための事業拠点が市内にあることをいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号および第2号に該当し、かつ、第3号または第4号の要件のいずれかに該当し、世帯としての申請をする場合にあってはそれに加えて第5号の要件にも該当する者とする。ただし、新規卒業者を除き、かつ、鯖江市地方就職学生支援事業における地方就職支援金事業のうち、移住にかかる経費（移転費）との併給は出来ないものとする。

- (1) 年齢等に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 移住支援金の交付を申請する日において、年齢が満18歳以上40歳以下の者であること。

イ 若年世帯または子育て世帯のいずれかであること。

- (2) 移住等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 住民票を本市へ移す直前の住所が、大学等の在籍期間を除いて、連続して3年以上福井県外にあること。

イ 移住支援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ 移住支援金の申請時において、本市への転入後15か月以内であること。ただし、第4号エに該当する場合は、要件を満たした日から起算して1年以内であること。

エ 日本人である、または外国人であって、永住者、定住者もしくは特別永住者または日本人の配偶者等のいずれかの在留資格を有すること。

オ 「鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業（東京圏型）における移住支援金交付要綱」の要件に該当していないこと。

カ 過去に同一世帯に属する者が本事業または同号カに規定する交付決定を受け、または交付金の返還請求を受けていないこと。

キ 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないことに加えて、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

ク 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の

世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となる場合を除く。

ケ その他、本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(3) 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請時に正規雇用で就業していること。ただし、新規雇用であること。

(イ) 本市への転入が転勤、出向、出張、研修等による一時的な勤務地の変更でないこと。

(ウ) 3親等以内の親族が代表者、取締役、役員等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

イ テレワークの場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請時に正規雇用で就業していること。

(イ) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(ウ) 本市でテレワークにより勤務することとし、原則として恒常的に通勤をせず、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

(4) 起業等に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 移住支援金の申請日の1年以内に福井県の「福井型スタートアップ創出支援事業助成金交付要領」に定める起業支援金の交付決定を受けていること。

イ 特定創業支援事業受講認定者であること。

ウ 本市が認める新規就農者であること。

エ 福井県の実施する農林水産業に係る長期研修を受講するために移住し、長期研修後に福井県内で農林水産業に就業していること。

(5) 世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 交付対象者の世帯員がいずれも、移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 交付対象者の世帯員がいずれも、申請時において、同一世帯に属していること。

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鯖江市

U・Iターン移住就職等支援事業（全国型）における移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）および同様式に規定する添付書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援金の交付の決定を行い、必要な条件を付して速やかに鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業（全国型）における移住支援金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認めるとき、またはその他の事由により当該年度における移住支援金を交付しないときは、移住支援金の不交付の決定を行い、速やかにその旨および理由を鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業（全国型）における移住支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（交付の条件）

第6条 市長は、移住支援金の交付に関して、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1） 移住支援金の申請日から起算して5年が経過する日までの間に本市から転出しないこと。
- （2） 移住支援金の申請日から起算して1年が経過する日までの間に移住支援金の要件を満たす職を辞さないこと。
- （3） 第3条第4号に規定する要件について非該当とならないこと。

（移住支援金の交付方法）

第7条 交付決定通知書を受け取った者が移住支援金の交付を受けようとするときは、鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業（全国型）における移住支援金交付請求書（様式4号。以下、「交付請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付請求書を受理した場合は、当該交付請求書を受理した日から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（交付金額）

第8条 移住支援金の金額は、次のとおりとする。

（1） 基本分。

交付対象者	支給額
単身	10万円
世帯	15万円

（2） 加算分

対象者	支給額
子育て加算	移住支援金の交付を申請する日において生計を一つにし、同居している満18歳未満（申請する日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である者をいう。ただし、申請する日が属する年度の

	4月2日に18歳となる者は対象とする。)の子1人につき5万円
新婚加算	5万円
市内就業加算	5万円

- (3) 市内就業加算においては、鯖江市産業交流部産業振興課補助金等交付要綱別表1に定める鯖江市子育て世代応援企業移住就業奨励金を受給した者は加算分の支給対象としない。

(報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者に報告を求めることができる。

- 2 移住支援金の交付を受けた者は、第6条に定める条件に該当しない事由が発生した場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、移住支援金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 第6条に規定する交付の条件に該当しない事由が発生した場合
- (3) この要綱の規定に違反した場合
- (4) その他市長が不相当と認めた場合

(移住支援金の返還)

第11条 市長は、移住支援金の交付決定を取り消した場合において、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号の事項に該当する場合には、移住支援金の交付を受けた者に対して移住支援金の全額または半額の返還を請求する。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、本市が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から起算して3年が経過する日の前日までの間に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から起算して1年が経過する日までの間に移住支援金の要件を満たす職を辞す等した場合

エ 第3条第4号に規定する要件について非該当となった場合

オ その他市長が不適当と認めた場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から起算して3年が経過する日から5年が経過する日までの間に本市から転出した場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福井県と本市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。